



H24. 10. 5. №1303
静岡県漁業協同組合連合会
☎054-254-6011 Fax054-253-9343
編集・発行＝指導部漁業振興課
URL:<http://www.jf-net.ne.jp/sogyoren/>

1. 遠州灘トラフグ漁が解禁される

遠州灘のトラフグ漁が解禁となり、10月3日初水揚げが行われました。浜名漁協における水揚量は0.38トン（前年0.8トン）、平均単価は約5,540円（同6,200円）となりました。

なお、県ふぐ漁組合連合会（吉村理利会長）では、9月7日静岡市において関係者32名の参加を得て、平成24年度組合員会議を開催し、8月の調整会議で持ち越しとなった各組合からの要望を再度検討し、改めて平成24年度操業申し合わせについて確認するとともに、各県等の研究機関から本年度のトラフグ放流実績状況及び効果、資源状況など説明が行われました。本年度は例年の取り決めのほか、指定休漁日の一部変更があり、市場の休日の前日の休漁が10月・11月の2ヶ月間となりました。

また、県水技研浜名湖分場による今年度のはえ縄トラフグ水揚げ予測については、前年漁期の東海三県の小型底曳網、はえ縄により漁獲されたトラフグの動向を踏まえ、総合的に推定した結果、静岡県の漁獲量は、昨年度漁期の漁獲量15トンを少し上回る21トンと予測されています。

2. おさかなやさん大賞作品が決定

—県おさかな普及協議会—

県おさかな普及協議会（荒川邦夫会長）では、短時間で簡単に作れるやマグロやシラスを使った料理のアイデアを競うコンテスト「第3回ふじのくにおさかなやさん大賞」の受賞3作品を決定、9月29日静岡市駿河区のあざれあで表彰式を行い、各部門の受賞者に表彰状と記念品を贈呈するとともに、当日には受賞者による実演会も行われました。

▽マグロ部門・大賞「カンタン！まぐろついすたぁー♡」 小西桃奈さん（榛原高校1年）
▽シラス部門・大賞「しらすと納豆のコロコロ揚げ」 木下依莉沙さん（榛原高校1年）
▽特別賞（静岡県料理学校協会賞）「シラスサンドハンペンフライ」 岩田苑華さん（御殿場高校2年）

本年度も協議会では、受賞した3作品のレシピカードを作成・配布し、地元産の魚を使った簡単にできるアイデア料理として県内外に広く普及していきたいとしています。

3. 全国漁船安全操業推進月間はじまる

10月全国一斉

平成24年度全国漁船安全操業推進月間が全国一斉に10月の1ヶ月間展開されます。これは、船舶の海難及び人身事故に占める漁船の割合が多く、漁業者及び漁業関係者に向けた漁船安全操業に関する漁業者意識の向上、ライフジャケット着用率の向上による人身事故発生の減少、安全航行・安全操業の徹底による漁船海難発生等の減少を目的として、効果的な事故防止キャンペーンとして実施されます。

キャンペーンのリーフレットが各漁協に配布されていますので、ご覧いただくなどして漁船関係者の皆様は、ライフジャケット着用及び着用前のチェックやメンテナンス、さらに、

安全・安心な水産物供給と活力ある漁業づくりに努めよう

自立漁協の構築に向け合併・事業統合を進めよう

気象・海象情報の利用と津波への備えなど事故防止等への意識の向上に努めましょう。

4. 平成24年度サクラエビ秋漁の操業を決定

—県桜えび漁業組合—

県桜えび漁業組合（上野嘉之組合長）では、9月13日 県水産会館において役員会を開催し、本年度サクラエビ秋漁の操業期間と休漁日を次のとおり決定しました。

▽操業期間：10月29日（月）晚～12月21日（金）晚

▽休 漁 日：11月・12月の各土曜日及び11月2日（金）・22日（木）の合計9日間

なお、秋漁を前に「生産技術研修会」を、10月25日（木）由比港漁協、10月26日（金）大井川港漁協でそれぞれ開催します。

5. ふじのくに農芸品フェアの企画公募

—静岡県—

日本一高い富士山や日本一深い駿河湾をはじめとする多様な風土と温暖な気候に恵まれた静岡県は、多彩で質の高い農林水産物が生産されており、県では、これらを「ふじのくに農芸品」と呼んで紹介しています。水産物では、あさり・あじ・いせえび・うなぎ・かき・かつお・きんめだい・さくらえび・さば・しらす・するめいか・たちうお・とらふぐ・ぶり（はまち）・まぐろ・まだい がとりあげられています。

来年の2月22日・23日には、静岡市駿河区にあるグランシップ（県コンベンションアーツセンター）において、農・林・漁業者や関係団体など県内の一次産業に携わる者が一体となって県内各地の農芸品を集結させ、その魅力を紹介するイベントとして「ふじのくに農芸品フェア」が開催されます。

このフェアでは、農芸品や加工品等の展示即売、農芸品を使ったフードコート、体験コーナー、食育フェア等が予定され、その企画が公募されており、漁業者団体や水産加工業者として水産物及び水産加工品の販売などの出展が可能ですので、詳しくは、県経済産業部農林業局みかん園芸課・ふじのくに農芸品フェア実行委員会又は県水産振興課までお問い合わせください。

6. 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大

平成26年1月より

この記帳・帳簿等の保存制度の対象は、漁業や農業を含む事業所得等を生ずべき業務を行う全ての方となり、平成26年1月からは所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。帳簿に記帳する内容は、売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等となっています。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいこととなっています。また、帳簿等の保存では、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

制度の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本会指導部による11月21日開催予定の漁協税務研修会において、概要の説明を行う予定としておりますので、各漁協の指導担当職員等のご参加をお願いいたします。

漁協系統事業の全利用運動を進め組織の強化を図ろう